

契 約 書(案)

| | | | |
|--------|---------------------------------------|------|----------|
| 発注件名 | 令和2年度共同募金運動に係る資材の印刷及び仕分け・発送業務委託 | | |
| 数 量 | 別添「見積書」のとおり | | |
| 金 額 | | ¥ | _____ |
| | 消費税10% | ¥ | _____ |
| | 合計金額 | ¥ | _____ |
| 納入場所 | 千葉県共同募金会及び各支会（別途「仕様書」のとおり） | | |
| 納入期限 | 第1回目 | 令和2年 | 8月28日（金） |
| | 第2回目 | 令和2年 | 9月18日（金） |
| 検査期間 | 納入済通知を受けてから30日以内 | | |
| 対価支払期日 | 検査を終了し、納入者から適法な支払請求書を受理した日から 30日以内 | | |
| 契約保証金 | 免 除 | | |

上記について、社会福祉法人千葉県共同募金会（以下「甲」という。）と株式会社 ****（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

第1条 乙は、別添仕様書に基づいて期限内に甲の定める場所に現品を納入するものとする。

第2条 乙は、物品の納入を完了したときは甲の指定した係員の検査を受けなければならない。

第3条 検査前において、物品等の滅失その他瑕疵があった場合、その損害は乙の負担とする。

第4条 検査の結果不合格となった物品等は、甲が指定した期限内に乙はこれを持ち去らなければならない。その費用は乙が負担するものとする。

第5条 現品納入後甲において損傷等を発見した場合には、それが甲の過失による場合を除き、乙は甲の指定する期日までにこれを良品と交換するものとする。

2 前項の場合において、乙が交換に応ずる期間は現品納入後30日以内とする。

第6条 乙は本契約の期限内に合格品を納入できないときは、甲は、時に遅滞金を徴して延期を許可することができる。ただし、遅滞金はその期限の翌日から履行した日までの日数につき、契約金額に年10%に相当する金額とし、遅滞金は契約金額から控除する。

2 前項に規定する遅滞金の額の計算にあたっては、年365日の割合とする。

第7条 甲の都合によって契約の変更または一時中止を命じるときは、乙はこれを拒

むことはできない。ただし、この場合この契約期限を伸縮する必要があるときは甲がこれを定める。

第8条 前条の変更により契約金額を増減する必要があるときは、この契約書及び別添「内訳書」に掲げる単価によってこれを算出し、もしこれによることができないときは、甲が相当と認めたところによってこれを決定する。

第9条 天災事変その他やむを得ない理由によって、本契約の期限内に現品を納入することができないときは、乙は、その理由を書面に詳記して期間内に延期を請求することができる。この場合甲は、その請求を正当と認めたときはこれを許可して第6条の遅滞金を控除することができる。

第10条 次の各号の一つに該当するときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合の損害は、すべて乙が負担するものとする。

- (1) 本契約期限内に合格の納入を完了しないとき。
- (2) 乙の過怠により義務を履行することができないと認めたとき。
- (3) 乙の行為に詐欺その他不正の行為があると認めたとき。
- (4) 正当な理由がなく、乙が契約書に基づく甲の指示に従わないとき。

第11条 この契約書に定めていない事項について、必要に応じ、甲乙協議の上定めるものとする。

以上の契約の締結を証するためにこの証書を2通作成し、双方記名押印の上各自1通を所持する。

令和2年 月 日

千葉市中央区千葉港 4-3

甲 社会福祉法人 千葉県共同募金会
会 長 小 島 信 夫

乙 株式会社 *****
代表取締役 *****